



木造住宅耐震診断助成事業
昭和56年6月以前に着工した建物は現在の耐震基準を満たしていない可能性があるため、市内に住宅を所有する人

△ 地震に備えた各種助成

● **地震に備えた各種助成**
4月から医師の働き方改革が始まりました。改革では、勤務医の時間外労働の年間上限を原則960時間とすることや連続勤務時間の制限、長時間労働を行った医師への面接指導など、長時間労働の是正に向けたさまざまな取り組みが行われます。背景には、全国的な医師不足や日常的な長時間労働、休日の確保が困難な医師が多いことが挙げられます。医師の業務は診察以外にも、手術や病棟回診、患者や家族への症状説明、夜間の急患対応などがあり、不規則な勤務時間に長時間労働が加わることで、

● **農作業安全の実践・確認項目**
□ 休憩の取れる無理のない作業
□ 農作業や機械作業に適した服装
□ 点検・整備は、必ずエンジン停止
□ 油断せず後方確認、足元注意
□ 道路走行に備え、反射板を装着
● **道路に泥を落とさないように**
トラクター、田植機などを使用した農作業後に田や畑から公道へ出る際には、必ず泥を落としてから走行するようお願いします。やむを得ず道路を汚してしまった場合は、速やかに清掃をしてください。

△ 農林振興部農政園芸課

☎ (22) 1135

● **子育て相談室**
子育てのちよつとした疑問や悩みを、くりつ子ドクター（栗原中央病院小児科専門医）が無料で相談に応じます。土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時間に専用ダイヤルへ電話して、申し込みください。
※相談日については、申し込み際に確認してください。

が耐震診断を希望する場合に、診断士を派遣して耐震診断と耐震改修計画を作成します。

● **対象住宅**
□ 現在居住しているまたは、居住予定の木造住宅※在来軸組工法または、枠組壁工法の3階建てまで、昭和56年5月31日以前に着工された住宅が対象

● **助成金額**
自己負担額 延べ床面積が200平方メートルの場合

● **交付金額**
かる経費の80パーセント

● **耐震改修工事を行う場合**
□ 既存の住宅を取り壊して建て替え工事を行う場合

● **注意事項**
過去にこの制度を利用していない住宅

● **減税額**
給与特別徴収（給与天引きの人）令和6年6月分は徴収されず、減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分までの11回に分割

● **対象者**
既存の住宅を取り壊して建て替え工事を行う場合

● **助成金額**
道路に近接するブロック塀などを除却およびフェンスなどの設置費用の一部を助成します。

● **危険ブロック塀除去**
道路に面したブロック塀などを倒壊被害を防止するため、道路に面したブロック塀などの除却およびフェンスなどの設置費用の一部を助成します。

● **対象者**
工事するブロック塀の所有者や管理者

● **助成金額**
危険ブロック塀を除去後、フェンスなどを設置する工事費のうち、次のいずれか低い金額（上限10万円）

● **家具転倒防止器具取付事業**
地震による家具の転倒・落下は、けがの原因になる他、避難経路をふさぐ恐れがあるため家具転倒防止器具の取り付け工事の費用を負担します。

● **対象世帯**
65歳以上の世帯

● **内容**
取り付け作業が困難な世帯へ、作業員を派遣します。

● **対象世帯**
障害者手帳の交付を受けている人がいる世帯

● **内容**
受けいられない18歳以上65歳未

疲労が蓄積され、医療ニーズにつながる恐れがあります。課題解決には、皆さんの協力が必要です。比較的軽症の人は、一次救急医療機関であるかかりつけ医（開業医）での受診や、栗原市立病院を受診する場合は、平日、日中の診療時間内に受診をお願いします。※詳しくは、厚生労働省ウェブサイトで確認してください。

△ 放射能関連相談

● **測定内容**
□ 空間放射線量の出前式測定
□ 食品・井戸水の放射性物質測定

● **予約専用ダイヤル**
URL <https://iryouishi-hatarakikata.mhlw.go.jp/>

● **予約専用ダイヤル**
URL [https://\(24\)8811](https://(24)8811)

● **子育ての相談をするもので、診察ではありません。**

● **令和6年度個人市・県民税の定額減税**
令和6年度税制改正により、個人市・県民税の定額減税が実施されます。

● **対象者**
令和6年度市・県民税に係る合計所得金額が、1805万円以下の個人

● **減税額**
本人と控除対象配偶者と扶養親族一人につき、1万円を所得割額から減額

● **減税額**
控除対象配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

● **減税額**
減税前の所得割額が、減税の限度額となります。

● **減税額**
計算人数に含まれるのは、国内に住所を有する人に限ります。

● **減税額**
減税額から減額され、減額しきれない場合は、第2期以降の税額から順次減額

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第1期分の税額から減額され、減額しきれない場合は、第1期

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第2期以降の税額から順次減額

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第1期分の税額から減額され、減額しきれない場合は、第1期

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第2期以降の税額から順次減額

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第1期分の税額から減額され、減額しきれない場合は、第1期

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第2期以降の税額から順次減額

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第1期分の税額から減額され、減額しきれない場合は、第1期

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第2期以降の税額から順次減額

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第1期分の税額から減額され、減額しきれない場合は、第1期

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第2期以降の税額から順次減額

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第1期分の税額から減額され、減額しきれない場合は、第1期

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第2期以降の税額から順次減額

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第1期分の税額から減額され、減額しきれない場合は、第1期

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第2期以降の税額から順次減額

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第1期分の税額から減額され、減額しきれない場合は、第1期

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第2期以降の税額から順次減額

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第1期分の税額から減額され、減額しきれない場合は、第1期

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第2期以降の税額から順次減額

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第1期分の税額から減額され、減額しきれない場合は、第1期

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第2期以降の税額から順次減額

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第1期分の税額から減額され、減額しきれない場合は、第1期

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第2期以降の税額から順次減額

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第1期分の税額から減額され、減額しきれない場合は、第1期

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第2期以降の税額から順次減額

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第1期分の税額から減額され、減額しきれない場合は、第1期

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第2期以降の税額から順次減額

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第1期分の税額から減額され、減額しきれない場合は、第1期

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第2期以降の税額から順次減額

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第1期分の税額から減額され、減額しきれない場合は、第1期

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第2期以降の税額から順次減額

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第1期分の税額から減額され、減額しきれない場合は、第1期

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第2期以降の税額から順次減額

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第1期分の税額から減額され、減額しきれない場合は、第1期

● **減税額**
普通徴収（納付書）や口座振替で納める人

● **減税額**
第2期以降の税額から順次減額